

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月20日
【中間会計期間】	第28期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社ファンケル
【英訳名】	FANCL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 宮島 和美
【本店の所在の場所】	横浜市中区山下町89番地1
【電話番号】	045(226)1200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 財務・総務・人事ユニット長 龍地 敏典
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区山下町89番地1
【電話番号】	045(226)1200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 財務・総務・人事ユニット長 龍地 敏典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	45,766	47,980	48,410	95,322	101,065
経常利益 (百万円)	4,449	2,826	3,508	9,113	8,388
中間(当期)純利益 (百万円)	2,332	1,581	1,439	5,183	2,547
純資産額 (百万円)	68,384	72,517	72,530	71,405	71,560
総資産額 (百万円)	81,266	84,535	87,521	85,147	86,931
1株当たり純資産額 (円)	3,201.56	1,120.28	1,127.49	3,317.02	1,116.59
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	109.52	24.47	22.45	242.56	39.59
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益 (円)	108.64	24.14	22.31	240.78	39.13
自己資本比率 (%)	84.1	85.8	82.7	83.9	82.2
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (百万円)	4,673	110	3,260	9,162	6,472
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (百万円)	△2,189	△2,322	2,512	△10,280	△1,733
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (百万円)	△168	△465	△517	△21	△2,495
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (百万円)	24,621	18,490	28,667	21,167	23,411
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	933 (1,727)	1,008 (1,900)	1,033 (1,885)	940 (1,836)	1,004 (1,836)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第27期中において平成18年4月1日付で、普通株式1株を3株にする株式分割を実施しております。

3 第27期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

4 第27期からポイント引当金を計上しております。この変更による影響額は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	36,312	36,512	37,002	74,628	76,574
経常利益 (百万円)	3,002	2,115	2,523	5,833	5,914
中間(当期)純利益 (百万円)	1,535	1,118	1,255	2,848	1,144
資本金 (百万円)	10,795	10,795	10,795	10,795	10,795
発行済株式総数 (千株)	23,392	70,176	70,176	23,392	70,176
純資産額 (百万円)	57,981	60,113	59,002	59,464	58,217
総資産額 (百万円)	66,787	68,360	69,339	68,554	69,599
1株当たり配当額 (円)	25.00	12.00	12.00	55.00	24.00
自己資本比率 (%)	86.8	87.9	84.9	86.7	83.5
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	615 (1,389)	688 (1,551)	710 (1,510)	626 (1,499)	691 (1,487)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

3 第27期中において平成18年4月1日付で、普通株式1株を3株にする株式分割を実施しております。

4 第27期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

5 第27期からポイント引当金を計上しております。その影響額については、「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3 引当金の計上基準」に記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当企業集団（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	
化粧品関連事業	435	(983)
栄養補助食品関連事業	237	(488)
その他事業	185	(400)
全社（共通）	176	(14)
合計	1,033	(1,885)

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（名）	710	(1,510)
---------	-----	---------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好です。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

平成19年3月期第3四半期まで、親会社はポイントサービス利用に伴う売上値引に対応する費用を、ポイント使用時に売上高の控除として記載しておりましたが、平成19年3月期期末決算より、発生時に販売費及び一般管理費として計上することといたしました。平成20年3月期中間期と同じ会計基準を採用した場合の平成19年3月期中間期の売上高および利益と平成20年3月期中間期の売上高及び利益を比較して算出した前年同期比に※印を付けて表示しております。

当中間連結会計期間のわが国の経済は、企業業績全般は引続き底堅く推移しましたが、原油高、原料高の影響で、食品の値上げ表明が続くなど、消費の先行きには不透明感が増しています。

化粧品業界は、アンチエイジングを訴求する基礎化粧品が業態を問わず好調に推移していますが、全体的には横ばいの状況が続いています。

健康食品業界は、市場の調整期が続く一方で、表示等安全性に関する行政の監視が厳しくなっており、企業間格差が生じてまいりました。

当中間連結会計期間の売上高は、化粧品関連事業は好調に推移しましたが、栄養補助食品関連事業やその他事業が不振で48,410百万円（前年同期比0.9%増(※3.3%減)）となりました。

利益率の高い化粧品関連事業が好調だったことおよび広告宣伝費、販売促進費の効率化を図ったことなどにより、営業利益は3,360百万円（前年同期比25.5%増(※29.5%増)）、営業利益率は1.3ポイント上昇（※1.7ポイント上昇）し6.9%となり、経常利益は3,508百万円（前年同期比24.1%増(※27.8%増)）、経常利益率は1.3ポイント上昇（※1.7ポイント上昇）し7.2%となりました。

中間純利益は1,439百万円（前年同期比9.0%減）、中間純利益率は前年同期より0.3ポイント低下し3.0%となりました。

[事業別の状況]

① 化粧品関連事業

売上高

化粧品関連事業の売上高は23,711百万円（前年同期比9.5%増(※4.5%増)）となりました。

	平成18年9月中間期		平成19年9月中間期		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
ファンケル化粧品	16,582 (17,619)	76.6 (77.7)	18,480	77.9	11.4 (4.9)
アテニア化粧品	4,861	22.4 (21.4)	5,006	21.1	3.0
その他	211	1.0 (0.9)	225	1.0	6.2
合計	21,656 (22,692)	100.0	23,711	100.0	9.5 (4.5)

	平成18年9月中間期		平成19年9月中間期		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	11,986 (12,525)	55.3 (55.2)	12,352	52.1	3.1 (△1.4)
店舗販売	7,552 (8,050)	34.9 (35.5)	8,722	36.8	15.5 (8.3)
卸販売他	2,116	9.8 (9.3)	2,636	11.1	24.6
合計	21,656 (22,692)	100.0	23,711	100.0	9.5 (4.5)

(注) 前中間期の金額欄及び構成比欄下段の()書きの数値は、当中間期と同じ会計基準を採用した場合の数値です。伸び率欄下段の()書きの数値は、当中間期と同じ会計基準を採用した場合の前中間期の売上高と当中間期の売上高を比較して算出した数値です。

ファンケル化粧品は、マイルドクレンジングオイルなどの定番製品が堅調に推移したことに加え、リニューアルした美白関連製品やメイク製品が好調で、18,480百万円(前年同期比11.4%増(※4.9%増))となりました。9月にリニューアルを行った主力の基礎化粧品も好調に推移しております。

アテニア化粧品は、昨年9月にリニューアルした基礎化粧品が好調で5,006百万円(前年同期比3.0%増)となりました。

販売チャネル別では、通信販売は基礎化粧品リニューアル前の買い控えの影響で12,352百万円(前年同期比3.1%増(※1.4%減))となりましたが、店舗販売は既存店が好調で8,722百万円(前年同期比15.5%増(※8.3%増))、卸販売他チャネルは海外向けが好調で2,636百万円(前年同期比24.6%増)となりました。

営業損益

損益面では、増収効果と広告宣伝費、販売促進費の効率化を図ったことより、営業利益は3,371百万円(前年同期比35.7%増(※38.0%増))、営業利益率は前年同期に比べ2.7ポイント上昇(※3.4ポイント上昇)し14.2%となりました。

② 栄養補助食品関連事業

売上高

栄養補助食品関連事業の売上高は14,929百万円(前年同期比1.3%減(※5.8%減))となりました。

	平成18年9月中間期		平成19年9月中間期		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	7,026 (7,478)	46.4 (47.2)	6,664	44.6	△ 5.2 (△10.9)
店舗販売	4,013 (4,282)	26.5 (27.0)	4,338	29.1	8.1 (1.3)
卸販売他	4,090	27.1 (25.8)	3,926	26.3	△ 4.0
合計	15,129 (15,852)	100.0	14,929	100.0	△ 1.3 (△ 5.8)

(注) 前中間期の金額欄及び構成比欄下段の()書きの数値は、当中間期と同じ会計基準を採用した場合の数値です。伸び率欄下段の()書きの数値は、当中間期と同じ会計基準を採用した場合の前中間期の売上高と当中間期の売上高を比較して算出した数値です。

製品面では、HTCコラーゲンなどビューティサプリメントは好調でしたが、コエンザイムQ10の売上減少が続く、ハーブ製品や行政指導に従って名称変更を行ったサポートシリーズの売上も低迷しました。

販売チャネル別では、店舗販売は既存店が堅調で4,338百万円(前年同期比8.1%増(※1.3%増))となりましたが、通信販売は6,664百万円(前年同期比5.2%減(※10.9%減))、卸販売他チャネルは3,926百万円(前年同期比4.0%減)となりました。

営業損益

損益面では、一部製品の原材料価格が低下したことにより原価率は低下しましたが、減収による利益減をカバーできず、営業利益は1,814百万円(前年同期比9.9%減(※8.6%減))、営業利益率は1.1ポイント低下(※0.3ポイント低下)し12.2%となりました。

③ その他事業

売上高

その他事業の売上高は9,768百万円（前年同期比12.7%減(※15.2%減)）となりました。

	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期	伸び率（%）
発芽米事業（百万円）	2,572 (2,684)	1,813	△29.5 (△32.4)
青汁事業（百万円）	1,950 (2,047)	1,959	0.4 (△4.3)
いいもの王国通販事業（百万円）	4,624	4,141	△10.5
その他の事業（百万円）	2,047 (2,161)	1,854	△9.4 (△14.2)
合計（百万円）	11,194 (11,517)	9,768	△12.7 (△15.2)

（注）前中間期の金額欄及び構成比欄下段の（ ）書きの数値は、当中間期と同じ会計基準を採用した場合の数値です。伸び率欄下段の（ ）書きの数値は、当中間期と同じ会計基準を採用した場合の前中間期の売上高と当中間期の売上高を比較して算出した数値です。

発芽米事業は、前期は健康情報TV番組で取り上げられ大きく伸長しましたが、当期は4月からの20%の値下げが販売量の拡大にはつながらず、すべての販売チャネルで前年同期を下回ったことにより、売上高は1,813百万円（前年同期比29.5%減(※32.4%減)）となりました。

青汁事業は、通信販売は顧客数の増加に伴い回復基調にあります。卸販売が伸びず、売上高は1,959百万円（前年同期比0.4%増(※4.3%減)）となりました。

いいもの王国通販事業は、前期は好調だったウォーキングシューズや健康機器、ゴルフ用品などの売上が減少し、4,141百万円（前年同期比10.5%減）となりました。

その他の事業は、雑貨・肌着の売上が低迷し、1,854百万円（前年同期比9.4%減(※14.2%減)）となりました。

営業損益

損益面では、いいもの王国の損益は悪化しましたが、広告宣伝費の抑制などにより青汁事業の損益が改善したことにより、営業損失は863百万円となり、前年同期に比べ72百万円（※84百万円）改善しました。

《ご参考：業態別店舗数》

	平成19年9月末	前期末比
ファンケル銀座スクエア	1	—
ファンケルハウス	105	△2
ファンケルハウスJ	87	△1
元気ステーション	8	—
アテナショップ	10	—
その他	4	—
合計	215	△3

なお、所在地別セグメントの業績につきましては、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度においては、売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、28,667百万円となり、前連結会計年度末より5,256百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は3,260百万円となりました。この内訳の主なものは税金等調整前中間純利益3,197百万円、減価償却費1,444百万円、売上債権の減少522百万円などによる増加と、仕入債務の減少449百万円、法人税等の支払額1,883百万円などによる減少であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果増加した資金は2,512百万円となりました。これは主に、有価証券の償還による収入12,487百万円、有価証券の取得8,483百万円、有形固定資産の取得565百万円、無形固定資産の取得590百万円の支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は517百万円となりました。この内訳の主なものは配当金の支払額766百万円の支出によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（％）
化粧品関連事業	24,795	113.7
栄養補助食品関連事業	15,245	102.7
その他事業	3,657	76.6
合計	43,697	105.5

- (注) 1 金額は販売価額で表示しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

主に見込み生産を行っておりますので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
化粧品関連事業	23,711	109.5（104.5）
栄養補助食品関連事業	14,929	98.7（94.2）
その他事業	9,768	87.3（84.8）
合計	48,410	100.9（96.7）

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主要な相手先の記載については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。
3 前年同期比欄の（ ）書きの数値は、当中間期と同じ会計基準を採用した場合の前中間期の販売高と当中間期の販売高を比較して算出した数値です。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた対処すべき課題はありません。

[会社の支配に関する基本的な考え方]

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動及び経済の活性化の意義を否定するものではなく、また株式の大量取得を目的とする買付について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。しかし一方では当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動などから、当該買付行為または買収提案が当社の企業理念やブランド、株主の皆様を始めとする各ステークホルダーの利益に与える影響を当社として慎重に判断する必要があると認識しております。

当社は具体的な買収防衛策を予め定めるものではありませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社企業価値・株主共同の利益に資することを目的として、具体的な対抗措置の要否および内容を速やかに検討し、当社の権限の範囲内で最も適切と考えられる措置を実行する体制を整えます。

現在のところ、当社の株式を大量取得しようとする具体的な脅威が生じているわけではありませんが、買収防衛策の導入は、重要な経営課題の一つとして認識しており、今後も継続して検討を行ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当企業集団の研究開発活動は、当社及び連結子会社が行っております。連結子会社(株)アテナにつきましては、同社の商品企画に基づく研究開発業務を当社が有償で受託しております。

当企業集団は、総合研究所において化粧品科学と食品科学を融合した身体の内と外からの総合的な美を追求する「内外美容」を主たるテーマとした研究開発活動を行っております。相談窓口に直接寄せられるお客様の「声」を集積し分析した「ヤッホーシステム」を製品開発に生かし、大学や異業種素材企業などの基礎研究力と合体した共同研究開発を推進しております。研究者は、農学、薬学、理学など博士号取得者を含む総勢117名体制となっており、今後とも増員を含む研究開発体制の強化を図ってまいります。

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は1,143百万円であり、事業の種類別セグメントの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

(1) 化粧品関連事業

ファンケル化粧品及びアテナ化粧品の製品開発において、素材探索研究から安全性や有効性の研究、処方開発、容器開発など広範な領域における研究開発を行っております。当中間連結会計期間におきましては、ファンケル化粧品では、当社総合研究所が肌老化の抑制効果を初めて発見したスイートピー花エキス配合の基礎化粧品「無添加スキンケア」の製品化、アミノカプセルを採用し、細胞内にしっかりとアミノ酸を届ける無添加総合美容液「リファイニング エッセンス」の製品化などを行いました。アテナ化粧品では、角層を育むという新発想のもと開発した美容液「スキンリニューエッセンス」の製品化などを行いました。

当事業における研究開発費は475百万円であります。

(2) 栄養補助食品関連事業

健康補助と美容補助の二方向から研究開発を推進しております。当中間連結会計期間におきましては、肉体疲労時の滋養強壮と栄養補給に有効な医薬部外品「ファンケルα錠」の製品化、プロピオン酸菌による乳清発酵物の働きにより腸内のビフィズス菌を増やす特定保健用食品「おなかピオ」の製品化などを行いました。

当事業における研究開発費は608百万円であります。

(3) その他事業

発芽米及び青汁を中心とした研究開発を行っております。当中間連結会計期間におきましては、①糖尿病の合併症である神経障害を改善、動脈硬化を予防する効果について、ジョージア医科大学との共同研究成果を米国糖尿病学会で発表②発芽玄米に含まれる「フェラ酸」の認知症予防メカニズムに関する名城大学との共同研究成果を日本農芸化学会で発表③人気メニューのカレーライスでも食後の血糖上昇抑制に発芽玄米が有効であることについて、東京慈恵会医科大学との共同研究成果を日本糖尿病学会で発表いたしました。

当事業における研究開発費は60百万円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた設備計画はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画はありません。

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	233,838,000
計	233,838,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	70,176,600	70,176,600	東京証券取引所 市場第一部	—
計	70,176,600	70,176,600	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

株主総会の特別決議日(平成11年6月28日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	468,000	468,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,514	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月29日～ 平成21年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,514 資本組入額 2,757	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の行使時において当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。 ・前項に関わらず、対象者が当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に該当する場合には、新株予約権を行使することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ) 対象者である取締役または監査役が任期満了により退任した場合。 ロ) 対象者である従業員が定年退職した場合。 ハ) 対象者である従業員がやむを得ない業務上の都合により解雇された場合。 ・対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月19日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,147 (注)	4,116 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,244,100	1,234,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,217	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月3日～ 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,217 資本組入額 609	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、300株であります。

③ 会社法第236条、第238条及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年6月17日) 取締役会の決議日(平成18年8月10日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	6,088 (注)1	6,036 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	608,800 (注)1	603,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,670	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月11日～ 平成23年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,951 資本組入額 976	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役員が任期満了により退任した場合、当社または当社の関係会社の使用人が定年により退職した場合、当社および関係会社の間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合には、この限りではない。 ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成18年11月15日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	408 (注)1	408 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,800 (注)1	40,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月2日～ 平成48年12月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,549 資本組入額 775	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストックオプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	70,176,600	—	10,795	—	11,706

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
池 森 賢 二	横浜市栄区	17,224	24.54
宮 島 弘 光	神奈川県小田原市	3,508	4.99
池 森 政 治	千葉県流山市	2,417	3.44
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,053	2.92
宮 島 明 子	神奈川県小田原市	1,838	2.61
ピージージーエム (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	KROOSTWEG NOORD 149 P.O. BOX 117 3700AC ZEIST NETHERLAND (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,432	2.04
池 森 行 夫	千葉県市川市	1,353	1.92
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,178	1.67
藤 原 妙 子	横浜市戸塚区	945	1.34
タムツー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	823	1.17
計	—	32,776	46.70

(注) 上記のほか当社所有の自己株式5,977千株 (8.52%) があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,977,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 63,753,700	637,537	—
単元未満株式	普通株式 445,300	—	—
発行済株式総数	70,176,600	—	—
総株主の議決権	—	637,537	—

- (注) 1 「完全議決権株式 (その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,900株 (議決権59個) 及び60株、失念株式が100株 (議決権1個) 及び20株それぞれ含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有自己株式66株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ファンケル	横浜市中区 山下町89番地1	5,977,600	—	5,977,600	8.52
計	—	5,977,600	—	5,977,600	8.52

- (注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株 (議決権1個) あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	1,739	1,833	1,835	1,868	1,747	1,629
最低 (円)	1,569	1,688	1,766	1,685	1,574	1,466

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 新 任 役 員

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

(2) 退 任 役 員

氏 名	役 名	職 名	退 任 年 月 日
早 川 吉 春	取 締 役 (社 外 取 締 役)	—	平 成 19 年 12 月 13 日

(3) 役 職 の 異 動

氏 名	新 役 名 及 び 職 名	旧 役 名 及 び 職 名	異 動 年 月 日
成 松 義 文	取 締 役 専 務 執 行 役 員 (管 理 ・ 研 究 統 括 兼 内 部 統 制 委 員 会 委 員 長 兼 健 康 食 品 カ ン パ ニ ー 長)	取 締 役 専 務 執 行 役 員 (管 理 ・ 研 究 統 括 兼 内 部 統 制 委 員 会 委 員 長)	平 成 19 年 12 月 1 日
池 森 行 夫	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (カ ス タ マ ー サ ー ビ ス ユ ニ ッ ト 長)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (物 流 本 部 長)	平 成 19 年 12 月 1 日
西 川 満	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (社 長 執 行 役 員 付)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (健 康 食 品 本 部 長)	平 成 19 年 12 月 1 日
龍 地 敏 典	取 締 役 執 行 役 員 (財 務 ・ 総 務 ・ 人 事 ユ ニ ッ ト 長 兼 内 部 統 制 委 員 会 副 委 員 長)	取 締 役 執 行 役 員 (管 理 本 部 長 兼 内 部 統 制 委 員 会 副 委 員 長)	平 成 19 年 12 月 1 日
矢 島 明	取 締 役 執 行 役 員 (社 長 室 ・ 広 報 ユ ニ ッ ト 長)	取 締 役 執 行 役 員 (社 長 室 長 兼 秘 書 部 長 兼 広 報 部 長)	平 成 19 年 12 月 1 日
島 田 和 幸	取 締 役 執 行 役 員 (経 営 企 画 ・ 新 規 事 業 ユ ニ ッ ト 長)	取 締 役 執 行 役 員 (経 営 戦 略 本 部 長 兼 経 営 企 画 部 長)	平 成 19 年 12 月 1 日
辻 智 子	取 締 役 執 行 役 員 (医 薬 事 業 開 発 室 長)	取 締 役 執 行 役 員 (総 合 研 究 所 長)	平 成 19 年 12 月 1 日
須 釜 憲 一	取 締 役 執 行 役 員 (店 舗 営 業 本 部 長 兼 店 舗 開 発 部 長)	取 締 役 執 行 役 員 (店 舗 営 業 本 部 長)	平 成 19 年 11 月 1 日
	取 締 役 執 行 役 員 (海 外 ・ 店 舗 開 発 カ ン パ ニ ー 長)	取 締 役 執 行 役 員 (店 舗 営 業 本 部 長 兼 店 舗 開 発 部 長)	平 成 19 年 12 月 1 日

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		15,689		13,875		14,303	
2 受取手形及び売掛金		10,010		9,461		9,983	
3 有価証券		9,910		17,797		16,294	
4 たな卸資産		6,414		6,728		6,746	
5 繰延税金資産		474		1,119		1,223	
6 その他		1,439		1,313		1,168	
7 貸倒引当金		△145		△143		△148	
流動資産合計		43,793	51.8	50,153	57.3	49,570	57.0
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物	※1,3,4	12,165		11,176		11,582	
(2) 機械装置及び運搬具	※1	1,588		1,554		1,513	
(3) 工具器具及び備品	※1	1,280		1,186		1,178	
(4) 土地	※3,4	10,636		10,627		10,627	
(5) 建設仮勘定		186		21		61	
有形固定資産合計		25,857	30.6	24,567	28.1	24,963	28.7
2 無形固定資産							
(1) のれん		20		6		13	
(2) ソフトウェア		1,337		2,654		1,406	
(3) その他		617		261		1,341	
無形固定資産合計		1,974	2.3	2,922	3.3	2,761	3.2
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		2,018		1,309		830	
(2) 長期貸付金		694		661		655	
(3) 保証金		2,669		2,687		2,684	
(4) 繰延税金資産		192		193		253	
(5) その他		7,744		5,434		5,621	
(6) 貸倒引当金		△409		△409		△410	
投資その他の資産合計		12,909	15.3	9,878	11.3	9,635	11.1
固定資産合計		40,742	48.2	37,367	42.7	37,360	43.0
資産合計		84,535	100.0	87,521	100.0	86,931	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び買掛金		3,548		3,292		3,741	
2 未払金		3,588		3,970		3,313	
3 未払費用		666		726		641	
4 未払法人税等		1,062		1,669		2,027	
5 賞与引当金		1,016		1,031		952	
6 ポイント引当金		—		1,565		1,849	
7 その他	※5	275		309		344	
流動負債合計		10,157	12.0	12,565	14.3	12,869	14.8
II 固定負債							
1 退職給付引当金		1,350		1,481		1,388	
2 役員退職慰労引当金		216		36		223	
3 その他		292		907		889	
固定負債合計		1,860	2.2	2,425	2.8	2,500	2.9
負債合計		12,018	14.2	14,991	17.1	15,370	17.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		10,795	12.8	10,795	12.3	10,795	12.5
2 資本剰余金		11,855	14.0	11,867	13.6	11,852	13.6
3 利益剰余金		56,262	66.5	57,123	65.3	56,451	64.9
4 自己株式		△6,455	△7.6	△7,438	△8.5	△7,699	△8.9
株主資本合計		72,458	85.7	72,346	82.7	71,399	82.1
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価 差額金		57	0.1	42	0.0	54	0.1
2 為替換算調整勘定		△4	△0.0	△4	△0.0	△4	△0.0
評価・換算差額等合計		52	0.1	37	0.0	50	0.1
III 新株予約権		6	0.0	146	0.2	111	0.1
純資産合計		72,517	85.8	72,530	82.9	71,560	82.3
負債純資産合計		84,535	100.0	87,521	100.0	86,931	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)				
I 売上高			47,980	100.0		48,410	100.0		101,065	100.0	
II 売上原価			16,965	35.4		15,766	32.6		33,895	33.5	
売上総利益			31,015	64.6		32,643	67.4		67,170	66.5	
III 販売費及び一般管理費	※1		28,338	59.0		29,282	60.5		58,800	58.2	
営業利益			2,676	5.6		3,360	6.9		8,370	8.3	
IV 営業外収益											
1 受取利息及び配当金			54			82			118		
2 保険返戻金等			118			92			134		
3 匿名組合投資収益			87			9			161		
4 弁償金			—			102			54		
5 その他営業外収益			81	342	0.7	107	394	0.8	153	621	0.6
V 営業外費用											
1 たな卸資産廃棄損			155			194			429		
2 その他営業外費用			37	192	0.4	51	246	0.5	174	603	0.6
経常利益			2,826	5.9		3,508	7.2		8,388	8.3	
VI 特別利益											
1 固定資産売却益	※2		0			—			1		
2 匿名組合解散分配金			—			—			633		
3 その他特別利益			—	0	0.0	—	—		7	641	0.6
VII 特別損失											
1 固定資産処分損	※3		22			23			163		
2 減損損失	※4		—			—			981		
3 過年度役員退職慰勞引当金繰入額			24			—			24		
4 商品廃棄損			—			—			111		
5 たな卸資産評価損			136			—			—		
6 投資有価証券評価損			—			—			453		
7 過年度関係会社仕入高修正損			33			—			33		
8 過年度ポイント引当金繰入額			—			—			2,132		
9 過年度超過勤務手当			48			—			60		
10 商品自主回収関連損失			—			286			—		
11 その他特別損失			—	264	0.6	0	310	0.6	23	3,983	3.9
税金等調整前中間(当期)純利益			2,562	5.3		3,197	6.6		5,045	5.0	
法人税、住民税及び事業税			966			1,586			3,292		
法人税等調整額			14	980	2.0	172	1,758	3.6	△793	2,498	2.5
中間(当期)純利益			1,581	3.3		1,439	3.0		2,547	2.5	

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,846	55,326	△6,624	71,343
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△645	—	△645
中間純利益	—	—	1,581	—	1,581
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	8	—	171	180
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	8	935	169	1,114
平成18年9月30日 残高 (百万円)	10,795	11,855	56,262	△6,455	72,458

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	66	△4	61	—	71,405
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	△645
中間純利益	—	—	—	—	1,581
自己株式の取得	—	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	180
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△9	—	△9	6	△3
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△9	—	△9	6	1,111
平成18年9月30日 残高 (百万円)	57	△4	52	6	72,517

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,852	56,451	△7,699	71,399
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△767	—	△767
中間純利益	—	—	1,439	—	1,439
自己株式の取得	—	—	—	△2	△2
自己株式の処分	—	14	—	263	278
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	14	671	261	947
平成19年9月30日 残高 (百万円)	10,795	11,867	57,123	△7,438	72,346

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54	△4	50	111	71,560
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△767
中間純利益	—	—	—	—	1,439
自己株式の取得	—	—	—	—	△2
自己株式の処分	—	—	—	—	278
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△12	—	△12	34	21
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△12	—	△12	34	969
平成19年9月30日 残高 (百万円)	42	△4	37	146	72,530

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,846	55,326	△6,624	71,343
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△645	—	△645
剰余金の配当	—	—	△776	—	△776
当期純利益	—	—	2,547	—	2,547
自己株式の取得	—	—	—	△1,715	△1,715
自己株式の処分	—	5	—	640	646
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	5	1,124	△1,075	55
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,852	56,451	△7,699	71,399

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	66	△4	61	—	71,405
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	△645
剰余金の配当	—	—	—	—	△776
当期純利益	—	—	—	—	2,547
自己株式の取得	—	—	—	—	△1,715
自己株式の処分	—	—	—	—	646
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△11	—	△11	111	99
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△11	—	△11	111	154
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54	△4	50	111	71,560

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・ フロー				
1 税金等調整前中間 (当期) 純利益		2,562	3,197	5,045
2 減価償却費		1,260	1,444	2,669
3 株式報酬費用		6	62	118
4 減損損失		—	—	981
5 のれん償却額		6	6	13
6 賞与引当金の増減額 (減少: △)		110	79	46
7 ポイント引当金の増減額 (減少: △)		—	△284	1,849
8 貸倒引当金の増減額 (減少: △)		5	△6	23
9 役員退職慰労引当金の増減額 (減少: △)		28	△186	34
10 退職給付引当金の増減額 (減少: △)		69	92	107
11 受取利息及び配当金		△54	△82	△118
12 為替差損益 (差益: △)		△1	△4	△9
13 投資有価証券評価損		—	—	453
14 匿名組合投資収益		△87	△9	△161
15 匿名組合解散分配金		—	—	△633
16 保険返戻金等		△118	△92	△134
17 有形固定資産売却益		△0	—	△1
18 有形固定資産売却損		3	—	15
19 有形固定資産除却損		14	21	134
20 その他投資除却損		3	2	13
21 売上債権の増減額 (増加: △)		△1,033	522	△1,006
22 たな卸資産の増減額 (増加: △)		265	17	△66
23 その他の流動資産の増減額 (増加: △)		△373	△91	△47
24 仕入債務の増減額 (減少: △)		△458	△449	△265
25 その他の流動負債の増減額 (減少: △)		△154	588	△118
26 その他の固定負債の増減額 (減少: △)		△49	18	△56
27 その他		△1	—	2
小計		2,005	4,846	8,891
28 利息及び配当金の受取額		50	96	105
29 匿名組合損益分配金の受取額		—	10	704
30 保険積立金の返戻による受取額		8	189	151
31 法人税等の支払額		△1,954	△1,883	△3,381
営業活動によるキャッシュ・ フロー		110	3,260	6,472

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・ フロー				
1 定期性預金の預入による支出		△120	—	△190
2 定期性預金の解約による収入		—	180	—
3 有価証券の取得による支出		△8,987	△8,483	△12,988
4 有価証券の償還による収入		8,702	12,487	12,695
5 有形固定資産の取得による支出		△1,298	△565	△2,145
6 有形固定資産の売却による収入		4	—	17
7 無形固定資産の取得による支出		△632	△590	△1,829
8 投資有価証券の取得による支出		—	△500	△21
9 投資有価証券の売却・償還による収入		—	—	800
10 関係会社株式の取得による支出		△9	—	△56
11 貸付の回収による収入		20	14	38
12 匿名組合の出資に伴う支出		—	—	△620
13 匿名組合の解散に伴う収入		—	—	2,701
14 その他の投資の取得による支出		△129	△44	△305
15 その他の投資の売却による収入		126	14	167
16 その他		—	—	2
投資活動によるキャッシュ・ フロー		△2,322	2,512	△1,733
III 財務活動によるキャッシュ・ フロー				
1 自己株式の取得・売却による 純収入 (純支出: △)		178	248	△1,076
2 配当金の支払		△644	△766	△1,418
財務活動によるキャッシュ・ フロー		△465	△517	△2,495
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額 (差益: △)		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少: △)		△2,677	5,256	2,243
VI 現金及び現金同等物期首残高		21,167	23,411	21,167
VII 現金及び現金同等物中間期末 (期末) 残高	※	18,490	28,667	23,411

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 6社 連結子会社の名称 ㈱アテナア ニコスター㈱ ㈱いいもの王国 ㈱ファンケル発芽玄米 FANCL ASIA (PTE.) LTD. ㈱ファンケル美健</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 ㈱ファンケルスタッフ ㈱ファンケルホームライフ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、非連結としております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 6社 連結子会社の名称 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左 連結の範囲から除いた理由 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 6社 連結子会社の名称 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、非連結としております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 (非連結子会社) ㈱ファンケルスタッフ ㈱ファンケルホームライフ (関連会社) 上海維明制衣有限公司 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 同左</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数 同左</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 同左 持分法を適用しない理由 同左</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 同左</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数 同左</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称 同左 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	<p>連結子会社のうち、FANCL ASIA (PTE.) LTD. の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社のうち、FANCL ASIA (PTE.) LTD. の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ……中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの ……総平均法による原価法 ただし、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分相当額を計上しております。</p> <p>② デリバティブ取引 ……時価法</p> <p>③ たな卸資産 製品・仕掛品・原材料 ……総平均法による原価法 商品 ……月別総平均法による原価法 貯蔵品 ……最終仕入原価法</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ取引 同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ取引 同左</p> <p>③ たな卸資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 ……定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 ……3～50年</p> <p>機械装置及び運搬具 ……2～22年</p> <p>工具器具及び備品 ……2～20年</p> <p>② 無形固定資産 ……定額法</p> <p>ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ 長期前払費用 ……定額法</p>	<p>① 有形固定資産 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年3月31日以前に取得したもの ……旧定率法 ・平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの ……旧定額法 ・平成19年4月1日以降に取得したもの ……定額法 <p>建物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年3月31日以前に取得したもの ……旧定率法 ・平成19年4月1日以降に取得したもの ……定率法 <p>なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 ……3～50年</p> <p>機械装置及び運搬具 ……2～22年</p> <p>工具器具及び備品 ……2～20年</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能限度額まで償却が終了しているものについては、残存簿価を翌連結会計年度から5年間で均等償却しております。この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益への影響額は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p>	<p>① 有形固定資産 ……定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 ……3～50年</p> <p>機械装置及び運搬具 ……2～22年</p> <p>工具器具及び備品 ……2～20年</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>③ ポイント引当金 —————</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ ポイント引当金 親会社は、将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。 (追加情報) 従来、親会社はポイントサービス利用に伴う売上値引に対応する費用を、ポイント使用時に売上高の控除として計上しておりましたが、前連結会計年度において、発生時に販売費及び一般管理費として計上する方法に変更しております。 なお、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、売上高が2,082百万円、販売費及び一般管理費が2,163百万円それぞれ減少し、経常利益が81百万円、税金等調整前中間純利益が2,213百万円それぞれ増加しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ ポイント引当金 親会社は、将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 親会社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 (追加情報) なお、親会社は平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。 また、国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上することといたしました。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>同左</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 親会社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) なお、親会社は平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。 また、国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することといたしました。</p> <p>同左</p>
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……為替予約 ヘッジ対象……外貨建買掛金及び外貨建予定取引</p> <p>③ ヘッジ方針 為替変動による外貨建金銭債権債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約について個別ヘッジを採用しているため、原則としてヘッジ有効性の評価は行っておりません。</p> <p>⑤ その他のリスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの 親会社はデリバティブ取引の実行にあたっては管理基準を作り運用しております。日常業務については実務総括管理は財務部が行い、取引内容の経過については取締役会へ報告を行っております。 なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 _____</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 _____</p> <p>③ ヘッジ方針 _____</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 _____</p> <p>⑤ その他のリスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの _____</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 _____</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 _____</p> <p>③ ヘッジ方針 _____</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 _____</p> <p>⑤ その他のリスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの _____</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(6) その他中間連結（連結）財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式 によっております。	同左	同左
5 中間連結（連結）キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
		<p>(ポイント引当金)</p> <p>従来、親会社はポイントサービス利用に伴う売上値引に対応する費用を、ポイント使用時に売上高の控除として計上しておりましたが、新ポイント制度導入の社内決議に伴い、使用実績率を合理的に見積るシステムが整備されたため、財務内容の健全化と期間損益の一層の適正化を目的として、当連結会計年度より未使用のポイント残高に対して、過去のポイントの使用実績から将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上するとともに、当該制度が販売促進費としての性格を有することが明らかとなったことを鑑み、発生時に販売費及び一般管理費として計上することといたしました。</p> <p>この変更に伴い、当連結会計年度に対応する金額を販売費及び一般管理費に計上し、前連結会計年度以前に対応する金額を特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比べて売上高は4,000百万円、販売費及び一般管理費は3,717百万円、経常利益は283百万円それぞれ増加し、税金等調整前当期純利益は1,849百万円減少しております。</p> <p>なお、当下期において新ポイント制度導入の社内決議があり、使用実績率を合理的に見積るシステムが整備されたことから、当上期においては従来の方法によっております。</p> <p>したがって、当上期においては、変更後の方法によった場合に比べて、売上高が2,082百万円、販売費及び一般管理費が2,163百万円それぞれ減少し、経常利益が81百万円、税金等調整前中間純利益が2,213百万円それぞれ増加しております。</p> <p>セグメントに与える影響は(セグメント情報)をご覧ください。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は72,510百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は71,449百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ6百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ118百万円減少しております。</p> <p>セグメントに与える影響は(セグメント情報)をご覧ください。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却費の会計処理の変更について)</p> <p>当中間連結会計期間より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表) 当中間連結会計期間より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことにより、親会社は役員退職慰労引当金残高を長期未払金に振り替え、「固定負債その他」として表示しております。 なお、親会社の役員退職慰労金制度につきましては、平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度の廃止および同日までの在任期間に対する退職慰労金を、退任の際に支給することが決議されております。</p>
<p>—————</p>	<p>(中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において、「その他営業外収益」に含めておりました「弁償金」(前中間連結会計期間27百万円)は、金額の重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することといたしました。</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 15,458百万円</p> <p>2 偶発債務 流山工業団地協同組合の千葉県・商工組合中央金庫からの借入金2,141百万円について、同組合の他の組合員企業17社とともに連帯保証しております。 また、非連結子会社(FANCL INTERNATIONAL, INC.)の銀行からの借入金17百万円(US\$150,000)について保証しております。</p> <p>※3 担保に供している資産 千葉工場及び千葉物流センター(千葉県流山市所在)の土地(期末簿価591百万円)・建物(期末簿価1,710百万円)については、流山工業団地協同組合が、同組合の実施する工場等集団化事業運営の一環として同組合が有する千葉県・商工組合中央金庫からの借入に対し、担保に供しております。</p> <p>※4 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物23百万円・土地173百万円であり、中間連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。</p> <p>※5 消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等の中間期末残高の相殺後の金額は流動負債の「その他」に含めております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 17,574百万円 減損損失累計額が378百万円含まれております。</p> <p>2 偶発債務 流山工業団地協同組合の千葉県・商工組合中央金庫からの借入金1,987百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。</p> <p>※3 担保に供している資産 千葉工場及び千葉物流センター(千葉県流山市所在)の土地(期末簿価591百万円)・建物(期末簿価1,648百万円)については、流山工業団地協同組合が、同組合の実施する工場等集団化事業運営の一環として同組合が有する千葉県・商工組合中央金庫からの借入に対し、担保に供しております。</p> <p>※4 同左</p> <p>※5 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 16,676百万円 減損損失累計額が378百万円含まれております。</p> <p>2 偶発債務 流山工業団地協同組合の千葉県・商工組合中央金庫からの借入金2,064百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。 また、非連結子会社(FANCL INTERNATIONAL, INC.)の銀行からの借入金11百万円(US\$ 100,000)について保証しております。</p> <p>※3 担保に供している資産 千葉工場及び千葉物流センター(千葉県流山市所在)の土地(期末簿価591百万円)・建物(期末簿価1,679百万円)については、流山工業団地協同組合が、同組合の実施する工場等集団化事業運営の一環として同組合が有する千葉県・商工組合中央金庫からの借入に対し、担保に供しております。</p> <p>※4 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物23百万円・土地173百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																						
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち 主要なもの</p> <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>5,144百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>5,079百万円</td></tr> <tr><td>荷造運賃</td><td>2,050百万円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>1,163百万円</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>2,757百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>4,816百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>747百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>繰入額</td><td></td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益は機械装置の 売却によるものであります。</p> <p>※3 固定資産処分損の主なものは 店舗のリニューアルに伴う除却 等であります。</p> <p>—————</p>	広告宣伝費	5,144百万円	販売促進費	5,079百万円	荷造運賃	2,050百万円	通信費	1,163百万円	手数料	2,757百万円	給与手当	4,816百万円	減価償却費	747百万円	貸倒引当金	54百万円	繰入額		<p>※1 販売費及び一般管理費のうち 主要なもの</p> <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>4,813百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>5,908百万円</td></tr> <tr><td>荷造運賃</td><td>1,977百万円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>1,031百万円</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>2,844百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>4,777百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>910百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>繰入額</td><td></td></tr> </table> <p>—————</p> <p>※3 固定資産処分損の主なものは 店舗の閉店・リニューアルに伴 う除却等であります。</p> <p>—————</p>	広告宣伝費	4,813百万円	販売促進費	5,908百万円	荷造運賃	1,977百万円	通信費	1,031百万円	手数料	2,844百万円	給与手当	4,777百万円	減価償却費	910百万円	貸倒引当金	45百万円	繰入額		<p>※1 販売費及び一般管理費のうち 主要なもの</p> <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>9,393百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>13,502百万円</td></tr> <tr><td>荷造運賃</td><td>4,008百万円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>2,208百万円</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>5,566百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>10,293百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,562百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>108百万円</td></tr> <tr><td>繰入額</td><td></td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益の主なもの は、神奈川県鎌倉市の土地、建 物の売却によるものでありま す。</p> <p>※3 固定資産処分損の主なもの は、店舗の閉店・リニューアル に伴う除却や工場空調設備入替 による除却等であります。</p> <p>※4 減損損失 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">発芽米 生産設 備</td> <td>建物及び 構築物</td> <td>346</td> <td rowspan="5">長野県 東御市 及び 香川県 三豊市</td> </tr> <tr> <td>機械装置 及び運搬 具</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>工具器具 及び備品</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>無形固定 資産</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>リース資 産</td> <td>602</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは主として事業 の種類別に資産のグルーピング を行い、遊休資産については施 設単位によってグルーピングを 行っております。</p> <p>発芽米生産設備について、帳 簿価額及びリース資産を回収可 能価額まで減額し、当該減少額 981百万円を減損損失として特別 損失に計上いたしました。</p> <p>当該資産の回収可能価額は使 用価値により測定しており、将 来キャッシュ・フローを4.9%で 割り引いて算定しております。</p>	広告宣伝費	9,393百万円	販売促進費	13,502百万円	荷造運賃	4,008百万円	通信費	2,208百万円	手数料	5,566百万円	給与手当	10,293百万円	減価償却費	1,562百万円	貸倒引当金	108百万円	繰入額		用途	種類	金額	場所	発芽米 生産設 備	建物及び 構築物	346	長野県 東御市 及び 香川県 三豊市	機械装置 及び運搬 具	28	工具器具 及び備品	3	無形固定 資産	0	リース資 産	602
広告宣伝費	5,144百万円																																																																							
販売促進費	5,079百万円																																																																							
荷造運賃	2,050百万円																																																																							
通信費	1,163百万円																																																																							
手数料	2,757百万円																																																																							
給与手当	4,816百万円																																																																							
減価償却費	747百万円																																																																							
貸倒引当金	54百万円																																																																							
繰入額																																																																								
広告宣伝費	4,813百万円																																																																							
販売促進費	5,908百万円																																																																							
荷造運賃	1,977百万円																																																																							
通信費	1,031百万円																																																																							
手数料	2,844百万円																																																																							
給与手当	4,777百万円																																																																							
減価償却費	910百万円																																																																							
貸倒引当金	45百万円																																																																							
繰入額																																																																								
広告宣伝費	9,393百万円																																																																							
販売促進費	13,502百万円																																																																							
荷造運賃	4,008百万円																																																																							
通信費	2,208百万円																																																																							
手数料	5,566百万円																																																																							
給与手当	10,293百万円																																																																							
減価償却費	1,562百万円																																																																							
貸倒引当金	108百万円																																																																							
繰入額																																																																								
用途	種類	金額	場所																																																																					
発芽米 生産設 備	建物及び 構築物	346	長野県 東御市 及び 香川県 三豊市																																																																					
	機械装置 及び運搬 具	28																																																																						
	工具器具 及び備品	3																																																																						
	無形固定 資産	0																																																																						
	リース資 産	602																																																																						

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	23,392,200	46,784,400	—	70,176,600
合計	23,392,200	46,784,400	—	70,176,600
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	1,865,094	3,730,984	144,668	5,451,410
合計	1,865,094	3,730,984	144,668	5,451,410

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加46,784,400株は、平成18年4月1日付けで、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割をしたことによるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加3,730,984株は、平成18年4月1日付けで、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割をしたことによる増加3,730,188株及び単元未満株式の買取りによる増加796株によるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少144,668株は、新株予約権の行使による減少144,300株及び単元未満株式の買増し請求による減少368株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	6

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月17日 定時株主総会	普通株式	645	30	平成18年3月31日	平成18年6月17日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月1日 取締役会	普通株式	776	利益剰余金	12	平成18年9月30日	平成18年12月4日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	70,176,600	—	—	70,176,600
合計	70,176,600	—	—	70,176,600
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	6,188,080	1,478	211,892	5,977,666
合計	6,188,080	1,478	211,892	5,977,666

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少211,892株は、新株予約権の行使による減少211,800株及び単元未満株式の買増し請求による減少92株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	146

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月16日 取締役会	普通株式	767	12	平成19年3月31日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月1日 取締役会	普通株式	770	利益剰余金	12	平成19年9月30日	平成19年12月3日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	23,392,200	46,784,400	—	70,176,600
合計	23,392,200	46,784,400	—	70,176,600
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	1,865,094	4,838,034	515,048	6,188,080
合計	1,865,094	4,838,034	515,048	6,188,080

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加46,784,400株は、平成18年4月1日付けで、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割をしたことによるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加4,838,034株は、平成18年4月1日付けで、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割をしたことによる増加3,730,188株及び、単元未満株式の買取りによる増加2,246株及び自社株買いによる増加1,105,600株によるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少515,048株は、新株予約権の行使による減少514,600株及び単元未満株式の買増し請求による減少448株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	111

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月17日 定時株主総会	普通株式	645	30	平成18年3月31日	平成18年6月17日
平成18年11月1日 取締役会	普通株式	776	12	平成18年9月30日	平成18年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月16日 取締役会	普通株式	767	利益剰余金	12	平成19年3月31日	平成19年6月18日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 15,689百万円 有価証券勘定 9,910百万円 計 25,600百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 △120百万円 預入期間が3ヶ月を 超える有価証券 △6,989百万円 現金及び現金同等物 18,490百万円	※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 13,875百万円 有価証券勘定 17,797百万円 計 31,673百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 △10百万円 預入期間が3ヶ月を 超える有価証券 △2,996百万円 現金及び現金同等物 28,667百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 現金及び預金勘定 14,303百万円 有価証券勘定 16,294百万円 計 30,598百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 △190百万円 預入期間が3ヶ月を 超える有価証券 △6,997百万円 現金及び現金同等物 23,411百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5,466</td> <td>2,592</td> <td>2,874</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,060</td> <td>353</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,526</td> <td>2,945</td> <td>3,580</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	5,466	2,592	2,874	工具器具及び備品	1,060	353	706	合計	6,526	2,945	3,580	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4,879</td> <td>2,576</td> <td>602</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,088</td> <td>565</td> <td>—</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,967</td> <td>3,141</td> <td>602</td> <td>2,223</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	4,879	2,576	602	1,700	工具器具及び備品	1,088	565	—	523	合計	5,967	3,141	602	2,223	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5,268</td> <td>2,735</td> <td>602</td> <td>1,930</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>1,095</td> <td>469</td> <td>0</td> <td>626</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,363</td> <td>3,204</td> <td>602</td> <td>2,556</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	5,268	2,735	602	1,930	工具器具及び備品	1,095	469	0	626	合計	6,363	3,204	602	2,556
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
機械装置及び運搬具	5,466	2,592	2,874																																																							
工具器具及び備品	1,060	353	706																																																							
合計	6,526	2,945	3,580																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																						
機械装置及び運搬具	4,879	2,576	602	1,700																																																						
工具器具及び備品	1,088	565	—	523																																																						
合計	5,967	3,141	602	2,223																																																						
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																						
機械装置及び運搬具	5,268	2,735	602	1,930																																																						
工具器具及び備品	1,095	469	0	626																																																						
合計	6,363	3,204	602	2,556																																																						
<p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>823百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,762百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,585百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	823百万円	1年超	2,762百万円	合計	3,585百万円	<p>② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>833百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,973百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,807百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 527百万円</p>	1年以内	833百万円	1年超	1,973百万円	合計	2,807百万円	<p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>831百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,416百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,248百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 602百万円</p>	1年以内	831百万円	1年超	2,416百万円	合計	3,248百万円																																						
1年以内	823百万円																																																									
1年超	2,762百万円																																																									
合計	3,585百万円																																																									
1年以内	833百万円																																																									
1年超	1,973百万円																																																									
合計	2,807百万円																																																									
1年以内	831百万円																																																									
1年超	2,416百万円																																																									
合計	3,248百万円																																																									
<p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>458百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>52百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	554百万円	減価償却費相当額	458百万円	支払利息相当額	52百万円	<p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>417百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>346百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>40百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	417百万円	リース資産減損勘定の取崩額	75百万円	減価償却費相当額	346百万円	支払利息相当額	40百万円	<p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>967百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>920百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>602百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	967百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	920百万円	支払利息相当額	88百万円	減損損失	602百万円																																
支払リース料	554百万円																																																									
減価償却費相当額	458百万円																																																									
支払利息相当額	52百万円																																																									
支払リース料	417百万円																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	75百万円																																																									
減価償却費相当額	346百万円																																																									
支払利息相当額	40百万円																																																									
支払リース料	967百万円																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																									
減価償却費相当額	920百万円																																																									
支払利息相当額	88百万円																																																									
減損損失	602百万円																																																									
<p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 	<p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p>	<p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p>																																																								

(有価証券関係)

1 時価のある有価証券

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
①株式	66	162	95	66	136	70	66	158	92
②債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	66	162	95	66	136	70	66	158	92

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
その他有価証券	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(流動資産)			
マネーマネージメントファンド	922	—	—
コマーシャルペーパー	5,988	10,985	9,983
社債	—	—	1,003
外国債券	3,000	1,501	4,507
その他	—	5,310	800
(固定資産)			
非上場株式	105	126	126
非上場債券	—	500	—
非上場外国債券	800	—	—
計	10,815	18,423	16,421

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名は、以下のとおりであります。

販売費及び一般管理費 6百万円

2. スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 9名 当社子会社取締役 6名 当社及び当社子会社従業員 1,525名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 648,900株
付与日	平成18年9月1日
権利確定条件	本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人でなければなりません。ただし、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役員が任期満了により退任した場合、当社または当社の関係会社の使用人が定年により退職した場合、当社及び関係会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年8月11日から平成23年8月10日
権利行使価格 (円)	1,670
公正な評価単価 (付与日) (円)	281

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名は、以下のとおりであります。

販売費及び一般管理費 86百万円

2. スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションはありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 販売費及び一般管理費 118百万円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成11年新株引受権	平成14年第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 50名	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社子会社取締役 11名 当社子会社監査役 1名 当社及び当社子会社従業員 800名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 122,000株	普通株式 494,800株
付与日	平成11年7月21日	平成14年8月2日
権利確定条件	付与日（平成11年7月21日）以降、権利確定日（平成13年6月28日）まで、継続して勤務していること。	付与日（平成14年8月2日）以降、権利確定日（平成16年6月30日）まで、継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成13年6月29日から平成21年6月28日	平成16年7月1日から平成19年6月29日
権利行使価格（円）	5,514	1,367
公正な評価単価（付与日）（円）	—	—

	平成16年第2回新株予約権	平成18年第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社監査役 4名 当社子会社取締役 9名 当社及び当社子会社従業員 1,825名	当社取締役 10名 当社執行役員 9名 当社子会社取締役 6名 当社及び当社子会社従業員 1,525名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 740,000株	普通株式 648,900株
付与日	平成16年9月1日	平成18年9月1日
権利確定条件	付与日（平成16年9月1日）以降、権利確定日（平成18年7月2日）まで、継続して勤務していること。	付与日（平成18年9月1日）以降、権利確定日（平成20年8月10日）まで、継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年7月3日から平成21年6月30日	平成20年8月11日から平成23年8月10日
権利行使価格（円）	1,217	1,670
公正な評価単価（付与日）（円）	—	281

	平成18年第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 62,800株
付与日	平成18年12月1日
権利確定条件	取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年12月2日から平成48年12月1日
権利行使価格 (円)	1
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,548

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	21,656	15,129	11,194	47,980	—	47,980
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	21,656	15,129	11,194	47,980	—	47,980
営業費用	19,172	13,115	12,130	44,419	884	45,303
営業利益又は営業損失(△)	2,483	2,014	△936	3,561	(884)	2,676

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 化粧品関連事業……各種化粧品の通信販売・店舗販売・卸販売

(2) 栄養補助食品関連事業…各種栄養補助食品の通信販売・店舗販売・卸販売

(3) その他事業………雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業
他

3 配賦不能営業費用は、「消去又は全社」の営業費用の項目に記載した額で、親会社本社の総務部門等管理部門にかかる費用であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	23,711	14,929	9,768	48,410	—	48,410
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	23,711	14,929	9,768	48,410	—	48,410
営業費用	20,340	13,114	10,632	44,088	961	45,049
営業利益又は営業損失（△）	3,371	1,814	△863	4,322	(961)	3,360

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 化粧品関連事業……各種化粧品の通信販売・店舗販売・卸販売

(2) 栄養補助食品関連事業…各種栄養補助食品の通信販売・店舗販売・卸販売

(3) その他事業………雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業
他

3 配賦不能営業費用は、「消去又は全社」の営業費用の項目に記載した額で、親会社本社の総務部門等管理部門にかかる費用であります。

(追加情報)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、平成19年3月期期末決算より「ポイント引当金」を計上しております。この変更を前中間連結会計期間に適用した場合の影響額は以下のとおりであります。

セグメントへの影響額	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)
売上高	+1,036	+722	+323
営業費用	+1,077	+750	+336
営業利益又は営業損失	△40	△28	△12

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	46,376	31,665	23,023	101,065	—	101,065
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	46,376	31,665	23,023	101,065	—	101,065
営業費用	39,242	27,763	23,921	90,926	1,768	92,695
営業利益又は営業損失（△）	7,133	3,902	△897	10,138	(1,768)	8,370

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 化粧品関連事業……各種化粧品の通信販売・店舗販売・卸販売

(2) 栄養補助食品関連事業…各種栄養補助食品の通信販売・店舗販売・卸販売

(3) その他事業………雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業
他

3 配賦不能営業費用は、「消去又は全社」の営業費用の項目に記載した額で、親会社本社の総務部門等管理部門にかかる費用であります。

4 会計方針の変更

(ポイント引当金)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「ポイント引当金」を計上しております。この変更に伴う各セグメントへの影響額は以下のとおりであります。

セグメントへの影響額	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)
売上高	+2,009	+1,394	+596
営業費用	+1,867	+1,296	+554
営業利益又は営業損失	+142	+98	+42

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて「消去又は全社」の営業費用が118百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度については、売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度については、海外売上高が連結売上高の10%未満であるため海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
1株当たり純資産額 1,120円28銭 1株当たり中間純利益 24円47銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 24円14銭 当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりになります。	1株当たり純資産額 1,127円49銭 1株当たり中間純利益 22円45銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 22円31銭	1株当たり純資産額 1,116円59銭 1株当たり当期純利益 39円59銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 39円13銭 当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりになります。 前連結会計年度 1株当たり純資産額 1,105円67銭 1株当たり当期純利益 80円85銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 80円26銭								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 1,067円19銭</td> <td>1株当たり純資産額 1,105円67銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 36円51銭</td> <td>1株当たり当期純利益 80円85銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 36円21銭</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 80円26銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間	前連結会計年度	1株当たり純資産額 1,067円19銭	1株当たり純資産額 1,105円67銭	1株当たり中間純利益 36円51銭	1株当たり当期純利益 80円85銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 36円21銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 80円26銭		
前中間連結会計期間	前連結会計年度									
1株当たり純資産額 1,067円19銭	1株当たり純資産額 1,105円67銭									
1株当たり中間純利益 36円51銭	1株当たり当期純利益 80円85銭									
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 36円21銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 80円26銭									

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,581	1,439	2,547
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	1,581	1,439	2,547
普通株式の期中平均株式数 (株)	64,639,172	64,109,811	64,337,850
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主な内訳 (株)			
新株予約権	871,768	397,159	759,760
普通株式増加数(株)	871,768	397,159	759,760

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株引受権 1種類 (潜在株式の数 468,000株)</p> <p>これらの詳細については、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりです。</p>	<p>新株引受権 1種類 (潜在株式の数 468,000株)</p> <p>これらの詳細については、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりです。</p>	<p>新株引受権 1種類 (潜在株式の数 468,000株)</p> <p>これらの詳細については、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりです。</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(自己株式の市場買付)</p> <p>当社は、平成18年11月 1日開催の取締役会において、会社法第165条第 2項の規定に基づき、自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり決議いたしました。</p> <p>なお、平成18年11月 2日より買付を開始しております。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 3,000,000株 (上限)</p> <p>③ 取得する期間 平成18年11月 2日から 平成19年 1月31日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 5,000百万円 (上限)</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p>	<p>(株式取得による子会社化)</p> <p>当社は、平成19年10月12日開催の取締役会において、株式会社シャローネを子会社化することを決議し、平成19年10月26日に株式を取得いたしました。</p> <p>(1) 株式取得の目的</p> <p>化粧品原料開発に関するノウハウや独自素材を保有しており、事業拡大の機会探索およびファンケル、アテニアに次ぐ化粧品ブランドの可能性が期待できると判断したため株式を取得いたしました。</p> <p>(2) 株式取得をする相手の名称</p> <p>有田 順一 (株式会社シャローネ 前代表取締役)</p> <p>有田 美代子 (株式会社シャローネ 前取締役)</p> <p>栗林 佐代 (株式会社シャローネ 前取締役)</p> <p>(3) 買収先の名称、事業内容、規模</p> <p>会社の名称 株式会社シャローネ 所在地 香川県高松市 事業内容 化粧品及び健康補助食品の製造販売</p> <p>規模</p> <p>資本金 267,764千円 (平成19年8月1日現在)</p> <p>売上高 354,554千円 (平成19年3月期)</p> <p>(4) 株式取得の時期 平成19年10月26日</p> <p>(5) 取得する株式数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <p>株式数 208,080株 取得価額 1,681,817千円 取得後の持分比率 90%</p> <p>(自己株式の市場買付)</p> <p>当社は、平成19年11月12日開催の取締役会において、会社法第459条第 1項の規定および当社定款の定めに従って、同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について以下のとおり決議いたしました。</p> <p>なお、平成19年11月13日より買付を開始しております。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 3,000,000株 (上限)</p> <p>③ 取得する期間 平成19年11月13日から 平成20年 1月31日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 4,000百万円 (上限)</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p>	<p>_____</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(株式報酬型ストック・オプションの付与) 当社は、平成18年11月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条第1項の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対する報酬として、株式報酬型ストック・オプションを付与することを決議し、平成18年12月1日付で付与しております。 なお、概要は以下のとおりです。</p> <p>1 ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由 当社の取締役および執行役員に対し、その在任期間を通じて株主価値の向上へのインセンティブを与えるため、株価連動型の退任時報酬として行使価額を1円とした新株予約権を発行しております。</p> <p>2 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の名称 株式会社ファンケル2006年度新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)</p> <p>(2) 新株予約権の総数 628個</p> <p>(3) 新株予約権を割り当てた日 (以下、割当日という。) 平成18年12月1日</p> <p>(4) 新株予約権と引き換えにする払込みの期日 (以下、払込期日という。) 平成18年12月1日</p> <p>(5) 新株予約権にかかる払込金額 新株予約権1個当たり 154,800円 (1株当たり 1,548円) なお、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した1株当たりのオプション価格に、新株予約権の目的である株式数を乗じて計算しております。</p> <p>(6) 新株予約権の目的である株式の種類および数 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、100株とします。 ただし、割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整します。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率 このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。</p>	<p>(株式報酬型ストック・オプションの付与) 当社は、平成19年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条第1項の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対する報酬として、株式報酬型ストック・オプションを付与することを決議し、平成19年12月3日付で付与しております。 なお、概要は以下のとおりです。</p> <p>1 ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由 当社の取締役および執行役員に対し、その在任期間を通じて株主価値の向上へのインセンティブを与えるため、株価連動型の退任時報酬として行使価額を1円とした新株予約権を発行しております。</p> <p>2 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の名称 株式会社ファンケル2007年度新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)</p> <p>(2) 新株予約権の総数 907個</p> <p>(3) 新株予約権を割り当てた日 (以下、割当日という。) 平成19年12月3日</p> <p>(4) 新株予約権と引き換えにする払込みの期日 (以下、払込期日という。) 平成19年12月3日</p> <p>(5) 新株予約権にかかる払込金額 新株予約権1個当たり 122,000円 (1株当たり 1,220円) なお、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した1株当たりのオプション価格に、新株予約権の目的である株式数を乗じて計算しております。</p> <p>(6) 新株予約権の目的である株式の種類および数 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、100株とします。 ただし、割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整します。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率 このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>(8) 新株予約権を行使することができる期間 平成18年12月2日から 平成48年12月1日まで</p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。</p> <p>② 新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要します。</p> <p>③ 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>④ 取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができません。</p> <p>⑤ 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとします。</p> <p>(10) 新株予約権の取得の事由および条件 該当事項はありません。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとします。</p> <p>(12) 新株予約権証券 新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しません。</p> <p>(13) 一株未満の端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p>	<p>(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>(8) 新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月4日から 平成49年12月3日まで</p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。</p> <p>② 新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要します。</p> <p>③ 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>④ 取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができません。</p> <p>⑤ 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとします。</p> <p>(10) 新株予約権の取得の事由および条件 該当事項はありません。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとします。</p> <p>(12) 新株予約権証券 新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しません。</p> <p>(13) 一株未満の端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(14) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除して得た額とします。</p> <p>(15) 組織再編行為の際の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(6)ただし書に準じて決定します。</p> <p>③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。</p> <p>⑥ その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。</p>	<p>(14) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除して得た額とします。</p> <p>(15) 組織再編行為の際の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(6)ただし書に準じて決定します。</p> <p>③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。</p> <p>⑥ その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 割当対象者および報酬請求権との相殺</p> <p>(1) 新株予約権の割当予定者 当社の取締役9名および執行役員9名</p> <p>(2) 報酬請求権との相殺 募集新株予約権にかかる払込みについては、払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものとします。ただし、かかる報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とします。</p>	<p>3 割当対象者および報酬請求権との相殺</p> <p>(1) 新株予約権の割当予定者 当社の取締役11名および執行役員5名</p> <p>(2) 報酬請求権との相殺 募集新株予約権にかかる払込みについては、払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものとします。ただし、かかる報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とします。</p>	<p>—————</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1		7,675		6,825		7,594	
2		5		4		4	
3		7,912		7,807		7,601	
4		7,912		12,792		12,293	
5		2,353		2,890		2,808	
6		391		983		1,129	
7		1,054		682		657	
8		1,128		913		746	
9		△35		△24		△31	
		28,399	41.5	32,875	47.4	32,804	47.1
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1)	※1,2	6,168		5,781		6,017	
(2)	※1	129		83		96	
(3)		7,176		7,167		7,167	
(4)		71		21		60	
(5)	※1	1,059		923		956	
		14,605	21.4	13,978	20.1	14,298	20.5
2 無形固定資産							
		1,812	2.7	2,816	4.1	2,622	3.8
3 投資その他の資産							
(1)		6,944		6,992		6,992	
(2)		5,679		5,751		6,091	
(3)		750		421		503	
(4)		4,000		4,000		4,000	
(5)		2,422		2,440		2,438	
(6)		266		213		299	
(7)		4,237		1,782		1,342	
(8)		△758		△1,932		△1,793	
		23,542	34.4	19,668	28.4	19,873	28.6
固定資産合計							
		39,961	58.5	36,463	52.6	36,794	52.9
資産合計							
		68,360	100.0	69,339	100.0	69,599	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		2,116		2,069		2,672	
2 未払金		2,594		2,956		2,369	
3 未払法人税等		918		1,060		1,776	
4 賞与引当金		782		788		732	
5 ポイント引当金		—		1,565		1,849	
6 その他	※4	683		673		780	
流動負債合計		7,095	10.4	9,112	13.1	10,180	14.7
II 固定負債							
1 退職給付引当金		899		974		906	
2 役員退職慰労引当金		189		—		189	
3 その他		61		248		105	
固定負債合計		1,151	1.7	1,223	1.8	1,201	1.7
負債合計		8,247	12.1	10,336	14.9	11,381	16.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		10,795	15.8	10,795	15.6	10,795	15.5
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		11,706		11,706		11,706	
(2) その他資本剰余金		149		160		145	
資本剰余金合計		11,855	17.3	11,867	17.1	11,852	17.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		267		267		267	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		40,900		40,900		40,900	
繰越利益剰余金		2,686		2,423		1,935	
利益剰余金合計		43,853	64.1	43,590	62.8	43,103	61.9
4 自己株式		△6,455	△9.4	△7,438	△10.7	△7,699	△11.1
株主資本合計		60,049	87.8	58,814	84.8	58,050	83.3
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価 差額金		56	0.1	42	0.1	54	0.1
評価・換算差額等合計		56	0.1	42	0.1	54	0.1
III 新株予約権		6	0.0	146	0.2	111	0.2
純資産合計		60,113	87.9	59,002	85.1	58,217	83.6
負債純資産合計		68,360	100.0	69,339	100.0	69,599	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			36,512	100.0		37,002	100.0		76,574	100.0
II 売上原価			13,393	36.7		12,450	33.6		26,042	34.0
売上総利益			23,118	63.3		24,552	66.4		50,532	66.0
III 販売費及び一般管理費			21,577	59.1		22,436	60.7		45,355	59.2
営業利益			1,541	4.2		2,116	5.7		5,177	6.8
IV 営業外収益	※1		717	2.0		733	2.0		1,253	1.6
V 営業外費用	※2		143	0.4		326	0.9		517	0.7
経常利益			2,115	5.8		2,523	6.8		5,914	7.7
VI 特別利益			—	—		—	—		636	0.8
VII 特別損失	※4		229	0.6		14	0.0		3,453	4.5
税引前中間(当期) 純利益			1,885	5.2		2,509	6.8		3,097	4.0
法人税、住民税及び 事業税		841			1,017			2,517		
法人税等調整額		△75	766	2.1	236	1,253	3.4	△564	1,952	2.5
中間(当期)純利益			1,118	3.1		1,255	3.4		1,144	1.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,706	140	11,846	267	39,400	3,713	43,380	△6,624	59,397
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	—	△645	△645	—	△645
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—	—	1,500	△1,500	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	1,118	1,118	—	1,118
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	—	8	8	—	—	—	—	171	180
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	8	8	—	1,500	△1,026	473	169	651
平成18年9月30日 残高 (百万円)	10,795	11,706	149	11,855	267	40,900	2,686	43,853	△6,455	60,049

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	66	66	—	59,464
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）	—	—	—	△645
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	1,118
自己株式の取得	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	180
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△9	△9	6	△3
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△9	△9	6	648
平成18年9月30日 残高 (百万円)	56	56	6	60,113

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金				
					別途積立 金						
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,706	145	11,852	267	40,900	1,935	43,103	△7,699	58,050	
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△767	△767	—	△767	
中間純利益	—	—	—	—	—	—	1,255	1,255	—	1,255	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△2	△2	
自己株式の処分	—	—	14	14	—	—	—	—	263	278	
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	14	14	—	—	487	487	261	763	
平成19年9月30日 残高 (百万円)	10,795	11,706	160	11,867	267	40,900	2,423	43,590	△7,438	58,814	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54	54	111	58,217
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△767
中間純利益	—	—	—	1,255
自己株式の取得	—	—	—	△2
自己株式の処分	—	—	—	278
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	△12	△12	34	21
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△12	△12	34	785
平成19年9月30日 残高 (百万円)	42	42	146	59,002

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,706	140	11,846	267	39,400	3,713	43,380	△6,624	59,397
事業年度中の変動額										
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	—	△645	△645	—	△645
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△776	△776	—	△776
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—	—	1,500	△1,500	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,144	1,144	—	1,144
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△1,715	△1,715
自己株式の処分	—	—	5	5	—	—	—	—	640	646
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	5	5	—	1,500	△1,777	△277	△1,075	△1,347
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,795	11,706	145	11,852	267	40,900	1,935	43,103	△7,699	58,050

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	66	66	—	59,464
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）	—	—	—	△645
剰余金の配当	—	—	—	△776
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	1,144
自己株式の取得	—	—	—	△1,715
自己株式の処分	—	—	—	646
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△11	△11	111	100
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△11	△11	111	△1,247
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54	54	111	58,217

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ……総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの ……総平均法による原価法 ただし、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分相当額を計上しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 ……時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品 ……月別総平均法による原価法 貯蔵品 ……最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 ……定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <p>建物 ……3～50年 機械及び装置 ……2～22年</p> <p>(2) 無形固定資産 ……定額法</p> <p>ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 ……定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年3月31日以前に取得したもの …旧定率法 ・平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの …旧定額法 ・平成19年4月1日以降に取得したもの …定額法 <p>建物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年3月31日以前に取得したもの …旧定率法 ・平成19年4月1日以降に取得したもの …定率法 <p>なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <p>建物 ……3～50年 機械及び装置 ……2～20年 (追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能限度額まで償却が終了しているものについては、残存簿価を翌事業年度から5年間で均等償却しております。この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 ……定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <p>建物 ……3～50年 機械及び装置 ……2～22年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 —————</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。 (追加情報) 従来、ポイントサービス利用に伴う売上値引に対応する費用を、ポイント使用時に売上高の控除として計上しておりましたが、前事業年度において、発生時に販売費及び一般管理費として計上する方法に変更しております。 なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、売上高が2,082百万円、販売費及び一般管理費が2,163百万円それぞれ減少し、経常利益が81百万円、税引前中間純利益が2,213百万円それぞれ増加しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 リース取引の処理方法	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当中間期末支給額を計上しております。 (追加情報) なお、当社は平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末支給額を計上しております。 (追加情報) なお、当社は平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役及び監査役のそれぞれの退任の際に支給することが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。</p> <p>同左</p>
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……為替予約 ヘッジ対象……外貨建買掛金及び外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替変動による外貨建金銭債権債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替予約について個別ヘッジを採用しているため原則としてヘッジ有効性の評価は行っておりません。</p> <p>(5) その他のリスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの デリバティブ取引の実行にあたっては管理基準を作り運用しております。日常業務については実務総括管理は財務部が行い、取引内容の経過については取締役会へ報告を行っております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 _____</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 _____</p> <p>(3) ヘッジ方針 _____</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 _____</p> <p>(5) その他のリスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの _____</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 _____</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 _____</p> <p>(3) ヘッジ方針 _____</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 _____</p> <p>(5) その他のリスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの _____</p>
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理について 同左	消費税等の会計処理について 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(ポイント引当金)</p> <p>従来、当社はポイントサービス利用に伴う売上値引に対応する費用をポイント使用時に売上高の控除として計上していましたが、新ポイント制度導入の社内決議に伴い、使用実績率を合理的に見積るシステムが整備されたため、財務内容の健全化と期間損益の一層の適正化を目的として、当事業年度より未使用のポイント残高に対して、過去のポイントの使用実績から将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上するとともに、当該制度が販売促進費としての性格を有することが明らかとなったことを鑑み、発生時に販売費及び一般管理費として計上することといたしました。</p> <p>この変更に伴い、当事業年度に対応する金額を販売費及び一般管理費に計上し、前事業年度以前に対応する金額を特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比べて売上高は4,000百万円、販売費及び一般管理費は3,717百万円、経常利益は283百万円それぞれ増加し、税引前当期純利益は1,849百万円減少しております。</p> <p>なお、当下期において新ポイント制度導入の社内決議があり、使用実績率を合理的に見積るシステムが整備されたことから、当上期においては従来の方法によっております。</p> <p>したがって、当上期においては、変更後の方法によった場合に比べて、売上高が2,082百万円、販売費及び一般管理費が2,163百万円それぞれ減少し、経常利益が81百万円、税引前中間純利益が2,213百万円それぞれ増加しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は60,106百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は58,105百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ6百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ118百万円減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却費の会計処理の変更について) 当中間会計期間より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「長期性預金」は、前中間会計期間まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「長期性預金」の金額は3,000百万円であります。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>当中間会計期間より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことにより、役員退職慰労引当金残高を長期未払金に振り替え、「固定負債その他」として表示しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金制度につきましては、平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において、役員に対する退職慰労金制度の廃止および同日までの在任期間に対する退職慰労金を、退任の際に支給することが決議されております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,018百万円</p> <p>※2 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物23百万円であり、中間貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。</p> <p>3 偶発債務 非連結子会社 (FANCL INTERNATIONAL, INC.)の銀行からの借入金17百万円(US \$150,000)について保証しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等の中間期末残高の相殺後の金額は流動負債の「その他」に含めております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,862百万円</p> <p>※2 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物23百万円であり、中間貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。</p> <p>—————</p> <p>※4 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,424百万円</p> <p>※2 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物23百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。</p> <p>3 偶発債務 非連結子会社 (FANCL INTERNATIONAL, INC.)の銀行からの借入金11百万円(US \$100,000)について保証しております。</p> <p>—————</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 69百万円 受取配当金 71百万円 匿名組合投資 収益 87百万円 保険返戻金等 115百万円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 78百万円 受取配当金 71百万円 匿名組合投資 収益 9百万円 保険返戻金等 69百万円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 138百万円 受取配当金 71百万円 匿名組合投資 収益 161百万円 保険返戻金等 123百万円
※2 営業外費用の主要項目 たな卸資産 115百万円 廃棄損	※2 営業外費用の主要項目 たな卸資産 141百万円 廃棄損	※2 営業外費用の主要項目 たな卸資産 304百万円 廃棄損
3 減価償却実施額 有形固定資産 474百万円 無形固定資産 185百万円	3 減価償却実施額 有形固定資産 456百万円 無形固定資産 367百万円	3 減価償却実施額 有形固定資産 985百万円 無形固定資産 399百万円
※4 特別損失の主要項目 たな卸資産評価 損 126百万円	※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 14百万円	※4 特別損失の主要項目 貸倒引当金繰入 額 992百万円 過年度ポイント 引当金繰入額 2,132百万円 固定資産処分損 116百万円 商品廃棄損 105百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
普通株式 (注) 1, 2	1,865,094	3,730,984	144,668	5,451,410
合計	1,865,094	3,730,984	144,668	5,451,410

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3,730,984株は、平成18年4月1日付けで、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割をしたことによる増加3,730,188株及び単元未満株式の買取りによる増加796株によるものであります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少144,668株は、新株予約権の行使による減少144,300株及び単元未満株式の買増し請求による減少368株によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
普通株式 (注) 1, 2	6,188,080	1,478	211,892	5,977,666
合計	6,188,080	1,478	211,892	5,977,666

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少211,892株は、新株予約権の行使による減少211,800株及び単元未満株式の買増し請求による減少92株によるものであります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注) 1, 2	1,865,094	4,838,034	515,048	6,188,080
合計	1,865,094	4,838,034	515,048	6,188,080

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加4,838,034株は、平成18年4月1日付けで、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割をしたことによる増加3,730,188株、単元未満株式の買取りによる増加2,246株及び自社株買いによる増加1,105,600株によるものであります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少515,048株は、新株予約権の行使による減少514,600株及び単元未満株式の買増し請求による減少448株によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																														
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">590</td> <td style="text-align: center;">541</td> <td style="text-align: center;">48</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">822</td> <td style="text-align: center;">278</td> <td style="text-align: center;">543</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,412</td> <td style="text-align: center;">820</td> <td style="text-align: center;">592</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">174百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">376百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">551百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">161百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">136百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	590	541	48	その他	822	278	543	合計	1,412	820	592	1年以内	174百万円	1年超	376百万円	合計	551百万円	支払リース料	161百万円	減価償却費相当額	136百万円	支払利息相当額	7百万円	1年以内	0百万円	1年超	1百万円	合計	2百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">857</td> <td style="text-align: center;">449</td> <td style="text-align: center;">408</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">176百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">240百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">95百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">97百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他	857	449	408	1年以内	176百万円	1年超	240百万円	合計	417百万円	支払リース料	95百万円	減価償却費相当額	97百万円	支払利息相当額	4百万円	1年以内	1百万円	1年超	4百万円	合計	5百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">387</td> <td style="text-align: center;">382</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">853</td> <td style="text-align: center;">369</td> <td style="text-align: center;">484</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,241</td> <td style="text-align: center;">751</td> <td style="text-align: center;">489</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">179百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">313百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">493百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">256百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">271百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	387	382	5	その他	853	369	484	合計	1,241	751	489	1年以内	179百万円	1年超	313百万円	合計	493百万円	支払リース料	256百万円	減価償却費相当額	271百万円	支払利息相当額	11百万円	1年以内	0百万円	1年超	0百万円	合計	1百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																													
機械及び装置	590	541	48																																																																																													
その他	822	278	543																																																																																													
合計	1,412	820	592																																																																																													
1年以内	174百万円																																																																																															
1年超	376百万円																																																																																															
合計	551百万円																																																																																															
支払リース料	161百万円																																																																																															
減価償却費相当額	136百万円																																																																																															
支払利息相当額	7百万円																																																																																															
1年以内	0百万円																																																																																															
1年超	1百万円																																																																																															
合計	2百万円																																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																													
その他	857	449	408																																																																																													
1年以内	176百万円																																																																																															
1年超	240百万円																																																																																															
合計	417百万円																																																																																															
支払リース料	95百万円																																																																																															
減価償却費相当額	97百万円																																																																																															
支払利息相当額	4百万円																																																																																															
1年以内	1百万円																																																																																															
1年超	4百万円																																																																																															
合計	5百万円																																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																													
機械及び装置	387	382	5																																																																																													
その他	853	369	484																																																																																													
合計	1,241	751	489																																																																																													
1年以内	179百万円																																																																																															
1年超	313百万円																																																																																															
合計	493百万円																																																																																															
支払リース料	256百万円																																																																																															
減価償却費相当額	271百万円																																																																																															
支払利息相当額	11百万円																																																																																															
1年以内	0百万円																																																																																															
1年超	0百万円																																																																																															
合計	1百万円																																																																																															

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成18年9月30日）

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」はありませんので該当事項はありません。

当中間会計期間末（平成19年9月30日）

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」はありませんので該当事項はありません。

前事業年度末（平成19年3月31日）

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」はありませんので該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(自己株式の市場買付)</p> <p>当社は、平成18年11月 1日開催の取締役会において、会社法第165条第 2項の規定に基づき、自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり決議いたしました。</p> <p>なお、平成18年11月 2日より買付を開始しております。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 3,000,000株 (上限)</p> <p>③ 取得する期間 平成18年11月 2日から 平成19年 1月31日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 5,000百万円 (上限)</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p>	<p>(株式取得による子会社化)</p> <p>当社は、平成19年10月12日開催の取締役会において、株式会社シャローネを子会社化することを決議し、平成19年10月26日に株式を取得いたしました。</p> <p>(1) 株式取得の目的</p> <p>化粧品原料開発に関するノウハウや独自素材を保有しており、事業拡大の機会探索およびファンケル、アテニアに次ぐ化粧品ブランドの可能性が期待できると判断したため株式を取得いたしました。</p> <p>(2) 株式取得をする相手の名称</p> <p>有田 順一 (株式会社シャローネ 前代表取締役)</p> <p>有田 美代子 (株式会社シャローネ 前取締役)</p> <p>栗林 佐代 (株式会社シャローネ 前取締役)</p> <p>(3) 買収先の名称、事業内容、規模</p> <p>会社の名称 株式会社シャローネ 所在地 香川県高松市 事業内容 化粧品及び健康補助食品の製造販売</p> <p>規模</p> <p>資本金 267,764千円 (平成19年8月1日現在)</p> <p>売上高 354,554千円 (平成19年3月期)</p> <p>(4) 株式取得の時期 平成19年10月26日</p> <p>(5) 取得する株式数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <p>株式数 208,080株 取得価額 1,681,817千円 取得後の持分比率 90%</p> <p>(自己株式の市場買付)</p> <p>当社は、平成19年11月12日開催の取締役会において、会社法第459条第 1項の規定および当社定款の定めに従って、同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について以下のとおり決議いたしました。</p> <p>なお、平成19年11月13日より買付を開始しております。</p> <p>(1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>① 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>② 取得する株式の総数 3,000,000株 (上限)</p> <p>③ 取得する期間 平成19年11月13日から 平成20年 1月31日まで</p> <p>④ 取得価額の総額 4,000百万円 (上限)</p> <p>⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(株式報酬型ストック・オプションの付与) 当社は、平成18年11月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条第1項の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対する報酬として、株式報酬型ストック・オプションを付与することを決議し、平成18年12月1日付で付与しております。 なお、概要は以下のとおりです。</p> <p>1 ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由 当社の取締役および執行役員に対し、その在任期間を通じて株主価値の向上へのインセンティブを与えるため、株価連動型の退任時報酬として行使価額を1円とした新株予約権を発行しております。</p> <p>2 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の名称 株式会社ファンケル2006年度新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2) 新株予約権の総数 628個 (3) 新株予約権を割り当てた日 (以下、割当日という。) 平成18年12月1日 (4) 新株予約権と引き換えにする払込みの期日 (以下、払込期日という。) 平成18年12月1日 (5) 新株予約権にかかる払込金額 新株予約権1個当たり 154,800円 (1株当たり 1,548円) なお、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した1株当たりのオプション価格に、新株予約権の目的である株式数を乗じて計算しております。 (6) 新株予約権の目的である株式の種類および数 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、100株とします。 ただし、割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整します。 調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率 このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。</p>	<p>(株式報酬型ストック・オプションの付与) 当社は、平成19年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条第1項の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対する報酬として、株式報酬型ストック・オプションを付与することを決議し、平成19年12月3日付で付与しております。 なお、概要は以下のとおりです。</p> <p>1 ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由 当社の取締役および執行役員に対し、その在任期間を通じて株主価値の向上へのインセンティブを与えるため、株価連動型の退任時報酬として行使価額を1円とした新株予約権を発行しております。</p> <p>2 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の名称 株式会社ファンケル2007年度新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2) 新株予約権の総数 907個 (3) 新株予約権を割り当てた日 (以下、割当日という。) 平成19年12月3日 (4) 新株予約権と引き換えにする払込みの期日 (以下、払込期日という。) 平成19年12月3日 (5) 新株予約権にかかる払込金額 新株予約権1個当たり 122,000円 (1株当たり 1,220円) なお、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した1株当たりのオプション価格に、新株予約権の目的である株式数を乗じて計算しております。 (6) 新株予約権の目的である株式の種類および数 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、100株とします。 ただし、割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整します。 調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率 このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)</p>
<p>(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>(8) 新株予約権を行使することができる期間 平成18年12月2日から 平成48年12月1日まで</p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。</p> <p>② 新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要します。</p> <p>③ 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>④ 取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができません。</p> <p>⑤ 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとします。</p> <p>(10) 新株予約権の取得の事由および条件 該当事項はありません。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとします。</p> <p>(12) 新株予約権証券 新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しません。</p> <p>(13) 一株未満の端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p>	<p>(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>(8) 新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月4日から 平成49年12月3日まで</p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。</p> <p>② 新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要します。</p> <p>③ 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>④ 取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができません。</p> <p>⑤ 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとします。</p> <p>(10) 新株予約権の取得の事由および条件 該当事項はありません。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとします。</p> <p>(12) 新株予約権証券 新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しません。</p> <p>(13) 一株未満の端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(14) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除して得た額とします。</p> <p>(15) 組織再編行為の際の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(6)ただし書に準じて決定します。</p> <p>③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。</p> <p>⑥ その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。</p>	<p>(14) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除して得た額とします。</p> <p>(15) 組織再編行為の際の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(6)ただし書に準じて決定します。</p> <p>③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。</p> <p>⑥ その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)</p>
<p>3 割当対象者および報酬請求権との相殺</p> <p>(1) 新株予約権の割当予定者 当社の取締役 9 名および執行役員 9 名</p> <p>(2) 報酬請求権との相殺 募集新株予約権にかかる払込みについては、払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものとします。ただし、かかる報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とします。</p>	<p>3 割当対象者および報酬請求権との相殺</p> <p>(1) 新株予約権の割当予定者 当社の取締役11名および執行役員 5 名</p> <p>(2) 報酬請求権との相殺 募集新株予約権にかかる払込みについては、払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものとします。ただし、かかる報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とします。</p>	<p>—————</p>

(2) 【その他】

第28期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）中間配当については、平成19年11月1日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額 | 770百万円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 12円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年12月3日 |

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第27期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月18日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年6月27日関東財務局長に提出
事業年度（第27期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成19年11月13日 至 平成19年11月30日）平成19年12月11日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社ファンケル

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 加賀谷達之助 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 星野正司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社ファンケル

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀谷達之助 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星野正司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部正典 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成19年10月26日に株式会社シャローネの株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社ファンケル

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀谷達之助 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星野正司 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケルの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社ファンケル

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀谷 達之助 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星野 正司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 正典 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケルの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成19年10月26日に株式会社シャローネの株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。